

第

1716

号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年12月29日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ カレンダーの贈答費用

Q : 当社では、年末に社名入りのカレンダーを得意先等に配布し、この費用は広告宣伝費として処理していますが、無償で供与することから、交際費として取り扱われることはありませんか。

A : カレンダーのために通常要する費用であれば、交際費には該当しません。

【解説】

カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用は、交際費には含まれません。

これらの物品を贈与するのは、相手方の歓心を買うためよりも広告宣伝のためと考えられるからです。

また、その他これらに類する物品とは、多数の人に配布することを目的とし、主として広告宣伝効果を意図する物品でその価額が少額であるものが該当します。

なお、広告宣伝を意図したものですから、多数の人に配布することと、その物品又はそのケースなどに会社名又は商品名が記されていないならばなりません。

ご質問の場合も、社名入りのカレンダーを得意先等に配布するものですから、交際費には該当しません。



今年もリーダスクラブニュースをご愛読下さいましてありがとうございます。
来年は1月5日号よりお送りいたします。来年もよろしくお願ひします。皆様よいお年を。